

# 大都市圏における住宅の供給等及び住宅地の供給

## 供給の基本的な考え方

新規開発型の供給から既成市街地内の低・未利用地の土地利用転換による供給へ

### 地域属性に応じた施策

### 良好な居住環境の形成

#### 都心・既成市街地

- ・建て替え等の推進
- ・住宅・宅地ストックの流通促進
- ・低・未利用地(工場跡地、埋立地等)の有効・高度利用

#### 市街化区域内農地

- ・市街化区域内の貴重な緑地資源であり、保全を視野に入れ、農地と住宅地が調和したまちづくりなど計画的に利用

#### 郊外型の新市街地開発

- ・地域の住宅需要を慎重に見極めつつ、自然環境の保全に配慮され、将来にわたって豊かな居住環境を備えた優良な市街地の形成が見込まれるものに限り促進

#### 供給段階の措置

- ・地域コミュニティにより良好な居住環境を維持・形成する仕組み等

#### 優良な住宅地に関する情報提供

- ・安全でゆとりある住宅・住宅地の供給を促進
- ・地域特性に応じ、緑・景観、少子高齢社会への対応にも配慮

### 参考 大都市圏の住宅・住宅地需給の試算(H18～H27の10年間)をふまえた施策の方向性

注1)この試算は、近年の宅地需給トレンドを延長したものであり、計画のフレーム又は目標値を示すものではない。

(推計の基礎)

- ・新規住宅地需要率 約6割 (H4～H15の建替率等から設定)
- ・共同住宅率 約6割 (H4～H16のトレンドを延長)
- ・戸あたり敷地面積  
戸建:約200㎡/戸 (H11～H15の平均値)  
共同:約30㎡/戸 (H11～H15の平均値)

注2)大都市圏とは、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県である。

